

令和7年（フ）第920号

京都市東山区大和大路通五条下る二丁目上梅屋町189番地 Rosy Garden 117号室、前住所京都市中京区猪熊通御池下る三坊猪熊町北組362番地 L`UNITÉ 203
破産者 中野 賢二

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第169号

京都市伏見区日野岡西町4番地118
破産者 木ノ下菓匠こと 木下 優

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第467号

京都市右京区西院四条畑町30番地1 Dｕ４条 5D
破産者 籠谷 和宜

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第487号

京都市伏見区深草飯食町837番地 朝日プラザ深草 413
破産者 谷本 一紀

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年（フ）第53号

兵庫県小野市上本町160番地の4、従前の住所兵庫県小野市西本町553番地の1 ウエストハイツAー102
破産者 恩田 武義

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和7年（フ）第84号

広島県福山市南町16番18号、開始決定時の住所広島県福山市大門町津之下336番地1
破産者 大馬 亜衣

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第47号

広島県福山市神辺町大字新湯野10番地7 ジュネス in 神辺A103、旧住所広島県安芸郡坂町植田三丁目17番21ー3号
破産者 カイロプラクティックたんぼこと 宇根 直未

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第51号

広島県福山市神辺町字湯野1442番地43、旧住所愛媛県松山市錦町1番地9 メゾンドール錦町Ⅱ 505号
破産者 清水 克則

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第52号

広島県福山市神辺町字湯野1442番地43、旧住所愛媛県松山市錦町1番地9 メゾンドール錦町Ⅱ 505号
破産者 清水真理子（旧姓森下）

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第58号

広島県神石郡神石高原町井関1671番地3
破産者 原 正彦

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第164号

長崎県佐世保市潮見町23番7号、前住所長崎県佐世保市瀬戸越4丁目18番10号 ドミールプラム201号室
破産者 東 真奈美

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年（フ）第30号

熊本県人吉市下城本町1732番地6 山本住宅、前住所熊本市区清水岩倉3丁目4番7号
破産者 下園 裕介

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和8年（フ）第5号

熊本県球磨郡多良木町大字多良木130番地3
破産者 西 芳史

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

令和7年（フ）第21号

大阪府岸和田市土生町二丁目9番29号
破産者 有限会社 森田不動産

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第504号

大阪府西成区南津守四丁目1番55号
破産者 有限会社松本鉄工所

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第33号

千葉県大網白里市北飯塚258番地8
破産者 西川 和磨

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年（フ）第111号

富山市月岡町七丁目93番地、開始決定時の住所富山市経堂二丁目222番地 フラワードリームB101号
破産者 寶田 龍也

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第272号

福井県南条郡南越前町湯尾14字2番1
破産者 株式会社北陸キャリー

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福井地方裁判所民事部破産係